



2026年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社ラバブルマーケティンググループ
代表者名 代表取締役社長 林 雅之
(コード番号：9254、東証グロース)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部管掌 中川 徳之
(TEL. 03-6381-5291)

監査等委員会設置会社への移行及び 定款の一部変更並びに取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、2026年6月29日開催予定の第13回定時株主総会（以下、本総会）における承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行すること、及び同移行に伴う定款の一部変更並びに取締役候補者の選任議案を株主総会に付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

取締役候補者の選任については、本総会及びその後に行われる取締役会の決議を経て、正式に決定する予定です。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的としております。

(2) 監査等委員会設置会社への移行時期

2026年6月29日開催予定の第13回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日 2026年6月29日（予定）

3. 監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏名	新役職名	現役職名
林 雅之	代表取締役社長	同左
長谷川 直紀	取締役	同左
松本 高一	取締役	同左
鶴川 太郎	社外取締役	同左

(注) 鶴川太郎氏は、社外取締役候補者であります。当社は鶴川太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
久保 隆	取締役（監査等委員）	取締役
柿沼 佑一	社外取締役（監査等委員）	社外取締役
深川 裕季	社外取締役（監査等委員）	社外取締役

(注) 柿沼佑一氏及び深川裕季氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。当社は柿沼佑一氏及び深川裕季氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
西村 一彦	社外取締役（監査等委員）	—

(注) 西村一彦氏は、補欠の社外取締役（監査等委員）候補者であります。西村一彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

(4) 異動予定日

2026年6月29日

以 上

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名をする。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名をする。
(取締役会規程) 第28条 (条文省略)	(取締役会規程) 第29条 (現行通り)
(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
(責任免除) 第30条 (条文省略)	(責任免除) 第31条 (現行通り)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
<u>(監査役の数)</u> 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(監査役の選任の方法)</u> 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
<u>(監査役会の決議の方法)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役報酬等)</p> <p>第39条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第41条～第46条 （条文省略）</p>	<p>第36条～第41条 （現行通り）</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第13回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>